

福島の復興・再生に向けた 農林水産省の取組

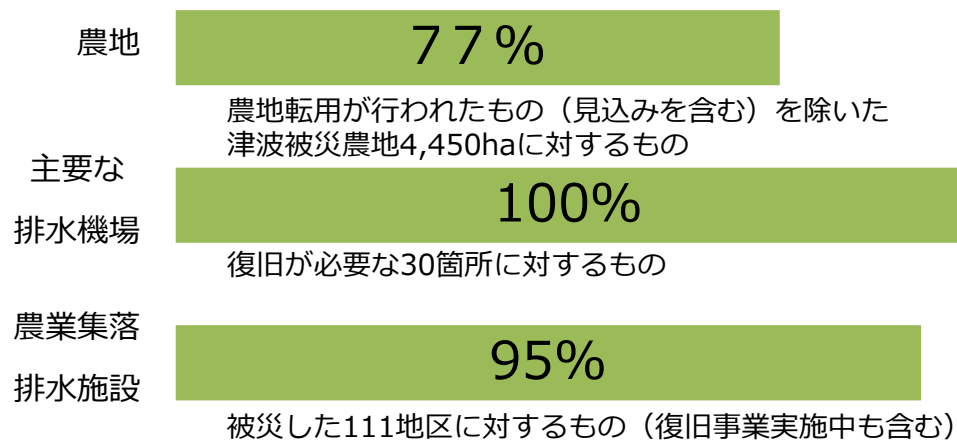
令和4年8月27日

農林水産省

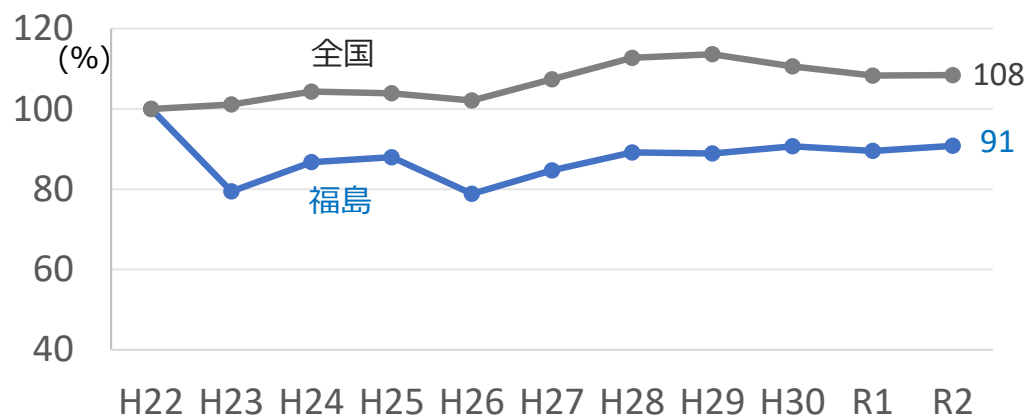
震災からの復興の現状（農業）

- 地震・津波による被害については、営農の基盤となるインフラはほぼ復旧。
- 農業産出額は、県全体では震災前の約9割まで回復しているが、12市町村では、震災前の約4割に留まっている。
- 原子力被災12市町村における令和7年度末の営農再開目標10,000haに対する進捗は73%（令和3年度末時点）。
- 福島県産農産物の輸出量の大半を占める米は、令和3年度は過去最高を記録。

○農業関係のインフラの復旧状況(福島県)

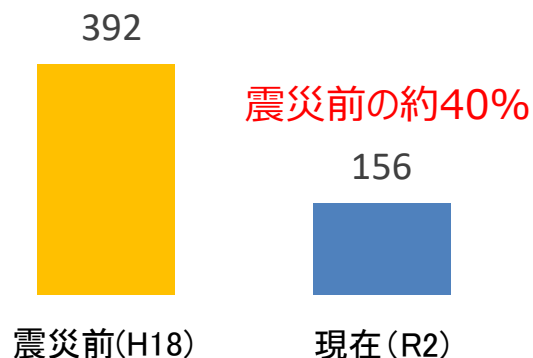


○【福島県と全国の農業産出額の推移（H22年比）】

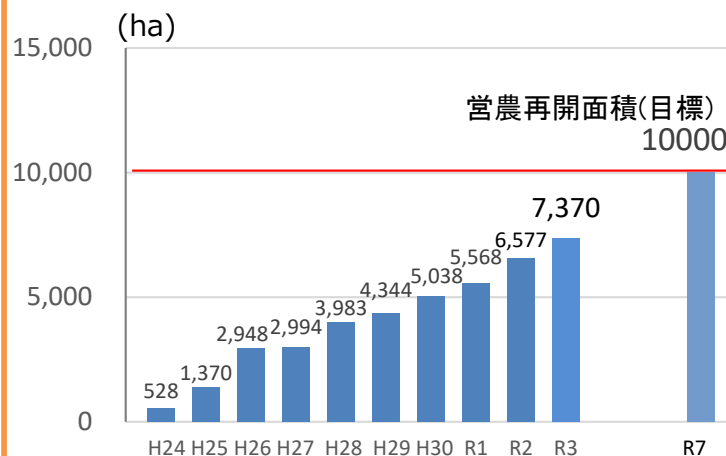


○農業産出額（原子力被災12市町村）

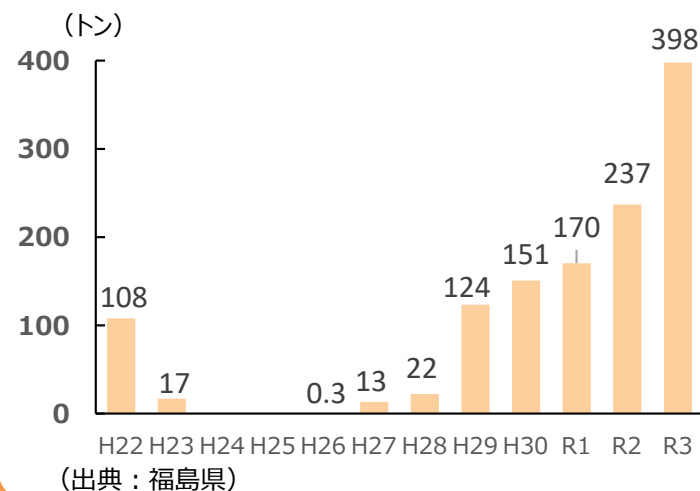
(単位：億円)



○営農再開面積の推移（原子力被災12市町村）



○福島県産米輸出量



営農再開の加速化に向けた取組状況①

被災地方公共団体への人的支援と各関係機関との連携強化

○令和2年度から、職員を派遣する等、原子力被災12市町村それぞれの状況に応じた支援を実施。

営農再開に向けた施設整備への支援【浪江町】

- ・浪江町では、カントリーエレベーター2基の整備に合わせて水稻の作付を再開しており、令和4年は約244ha（前年から約76ha増）を作付。
- ・水稻の苗の安定的な調達を目的として、派遣職員は、水稻育苗施設（受益面積：300ha）の整備に向け、事業内容説明や関係機関との協議にあたってアドバイス等の支援を実施。施設は令和4年度中に完成予定。



令和3年度に整備したカントリーエレベーター2基

営農再開ビジョン策定の支援【大熊町】

- ・大熊町では、令和4年度からの本格的な営農再開に向けて、「営農再開ビジョン」を策定（令和4年3月公表）。
- ・派遣職員は、当該ビジョン策定のための委員会（町、県、JA、福島相双復興推進機構等で構成）の立ち上げや運営等に携わるとともに、町主催の座談会の開催をサポートし、当該ビジョンのとりまとめに貢献。



町主催の座談会の様子

農地の大区画化、利用集積の加速化

○改正福島特措法（令和3年4月施行）において、下記制度を新設。

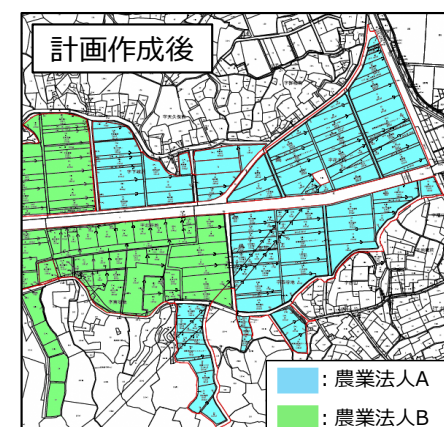
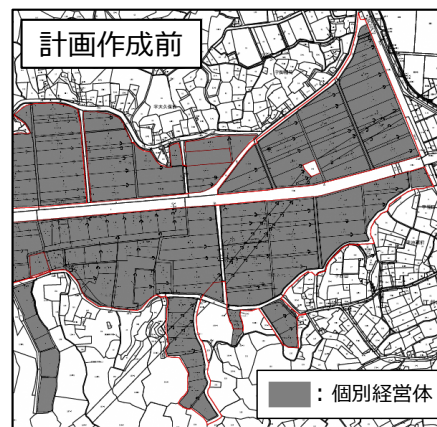
- ・市町村に代わって、福島県が、農地集積の計画（県計画）を作成・公告できる。
- ・農地バンクを通じて、県計画に基づく、担い手への権利設定等を行うことができる。

〔 県計画の作成状況：5市町村、23計画、388ha
※ 5市町村：南相馬市、広野町、川内村、川俣町、田村市
※ 令和4年6月末時点 〕

○農地バンクによるマッチングを進めるため、原子力被災12市町村を対象に農地バンクの現地コーディネーターを配置。

【事例：南相馬市鶴谷地区^{つるがい}】

- ・大規模な農業法人（2法人）が、県計画により地域内の農地面積81.8ha（農地所有者70名）を集積・集約化。



※ 平成28年7月に避難指示解除

生産と加工が一体となった広域的な高付加価値産地の展開

- ・生産すれば売れる環境を形成し、営農再開や新規参入を後押しするため、市町村を越えて広域的に生産・加工等に取り組み付加価値を高めていく産地の創出に向けた取組を推進。
- ・令和3年8月に、農業者団体、原子力被災12市町村等で構成する「福島県高付加価値産地協議会」を設立し、産地の創出に向けた具体的な行動計画を策定・公表。
- ・本年7月、楢葉町にかんしょの産地化に向けた高品質苗の供給施設が完成。来年度以降、生産者への苗供給を開始予定。
- ・現地に進出希望のある加工業者も加わり、パックご飯などの加工施設等の整備や、施設に供給する農産物の産地づくりに向けた取組に着手。



完成したかんしょの高品質苗の供給施設（楢葉町）

先端技術の現場への実装に向けた研究開発・現地実証の推進

令和3年度から、福島イノベーション・コースト構想に基づき、福島県浜通り地域の農林水産業再生のため、新たに現場が直面している課題について、研究開発・実証研究及び成果の社会実装を開始。

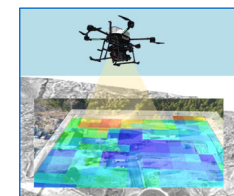
研究開発（4課題）

- ・肥沃度マップと可変施肥による除染後土壌の省力的な地力回復技術を開発。
- ・3Dスキャナや線量計を搭載したドローンと深層学習を用いて放射線量も含めた森林の現況を効果的に把握するシステムを開発。

等



可変施肥

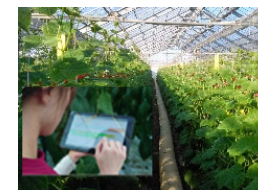


放射線量マップ

現地実証研究（5課題）

- ・環境制御技術や搬送ロボットを活用した施設きゅうり、及び高加工適性小麦の栽培体系を実証。
- ・種苗に移動生態観測装置を装着することによるホシガレイの最適種苗放流手法の確立、放射性物質の影響把握による放流種苗生育場の安全性評価手法を開発・実証。

等



きゅうり生産管理支援システム



タグ付きホシガレイ稚魚
ホシガレイの生態把握

営農再開の加速化に向けた取組状況③

川内村の取組（新たな農業への挑戦）

ハウスぶどう（生食用）の栽培

- ・平成28年から水稻育苗ハウスを活用してぶどう栽培を開始。
- ・令和3年度、パイプハウスの新設に係る支援を受け、新たに7戸の農業者がハウスぶどう栽培を開始。



ハウスぶどうの栽培状況

かわうちワインプロジェクト

- ・川内村では震災復興、新たな農業への挑戦、地方創生を目指して、村内で生産するぶどうを原料としてワインの生産を推進。令和4年に初めてワインの販売を開始。



ぶどう畑（高田島ヴィンヤード）



醸造施設（かわうちワイナリー）

（かわうちワインプロジェクトの経緯）

H28年 ワイン醸造用ぶどう栽培圃場整備67a・約2,000本定植

H29年 圃場整備2ha・約8,000本定植

シャルドネ、メルロー、カベルネ・ソーヴィニヨン

かわうちワイン株式会社設立

R3年 醸造施設かわうちワイナリー完成

かわうちワイナリーで醸造開始

R4年3月 ワイン販売開始

特定復興再生拠点区域における営農再開支援

- ・令和4年4月、葛尾村、双葉町の特定復興再生拠点区域で生産される野菜（ホウレンソウ、キャベツ、ブロッコリーなど）の出荷制限・摂取制限が解除。大熊町では、出荷制限・摂取制限解除に向けて試験栽培を実施。
- ・水稻については、試験栽培、実証栽培等が行われており、営農再開に必要な支援を実施。

葛尾村(R4.6.12 解除)

のゆき

- ・野行地区において、令和3年に引き続き、水稻の試験栽培を実施（令和4年5月に田植え）。

しもかつらお

- ・令和4年7月、野行地区近傍の下葛尾地区に育苗施設を整備。



整備された水稻育苗施設

大熊町(R4.6.30 解除)

のがみ

しものがみ

- ・令和3年から野上地区、下野上地区において野菜の試験栽培を実施。

- ・熊地区において水稻の試験栽培を実施（令和4年5月に田植え）。令和5年度からは実証栽培に移行する予定。



水稻試験栽培（田植）の状況

双葉町(R4.8.30 解除予定)

- ・平成30年、農地保全管理組合を設立・運営。農地の荒廃を防ぐため、特定復興再生拠点区域内で保全管理を実施中。
- ・令和3年に水稻や野菜の試験栽培を実施。

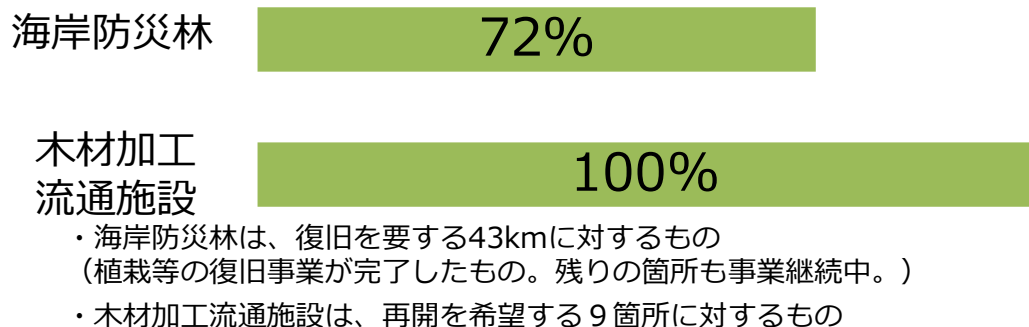


水田の保全管理（雑草対策のためトラクターによる耕起）の状況

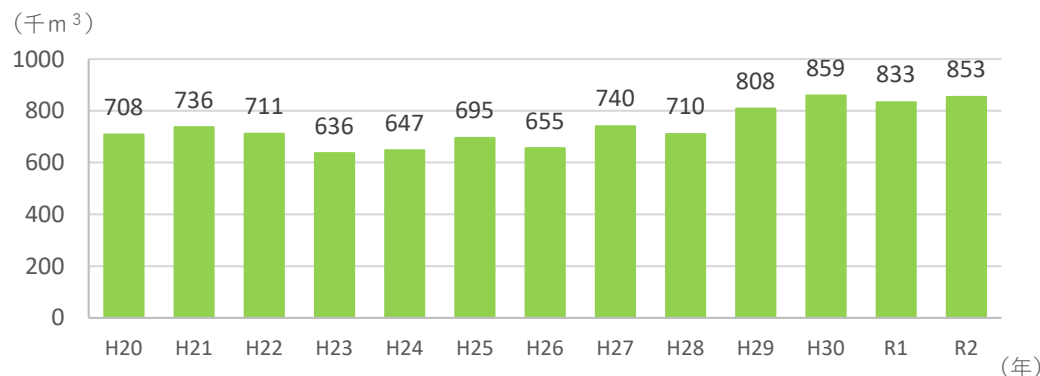
震災からの復興の現状（森林・林業分野）

- 地震・津波による被害に対しては、要復旧の海岸防災林における植栽等の復旧事業は約7割完了しており、木材加工流通施設の復旧は完了。素材生産量についても震災前の水準以上に回復。
- 原子力災害に対しては、森林の空間線量率は低下しているが、落葉層・土壌中には多くの放射性物質が滞留。被災地の森林・林業の再生に向け、森林整備と放射性物質対策、里山・広葉樹林再生の取組などを推進していく必要。また、特用林産物への影響は、代表的な品目である施設内で栽培する菌床しいたけの生産量は震災前の水準に回復。他方、自然に近い環境で栽培する原木しいたけは17市町村に出荷制限が指示されており、生産量は平成22年の10%程度。

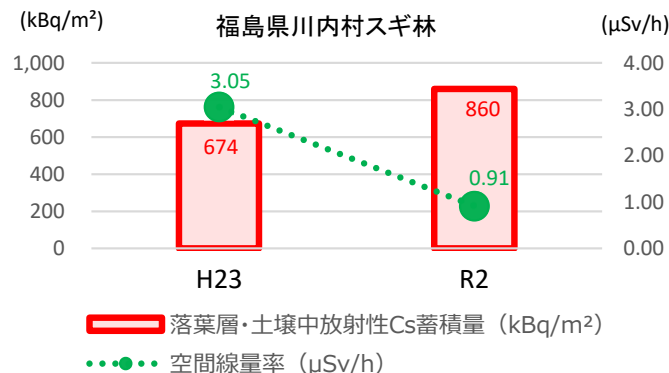
○震災後の復旧状況



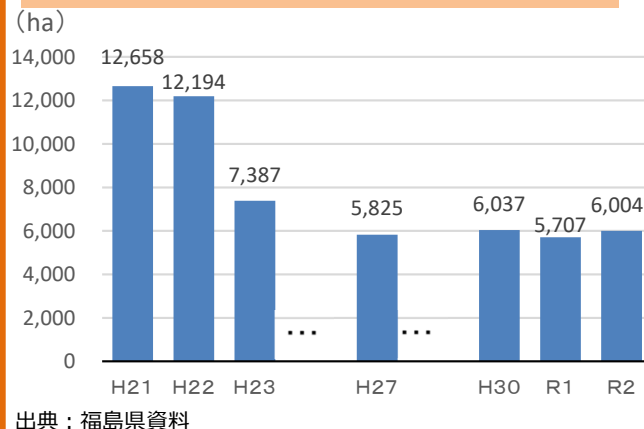
○福島県の素材生産量の推移



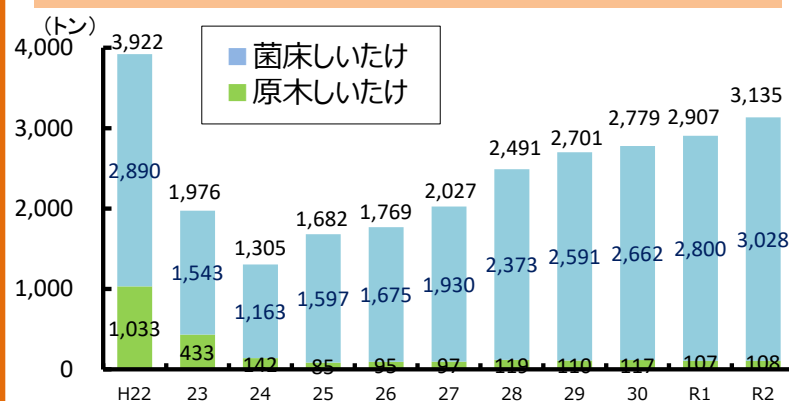
○地中の放射性セシウムの蓄積量と空間線量率の推移



○福島県の森林整備面積の推移



○福島県におけるしいたけ生産量の推移



- 被災地の森林・林業の再生を図るため、森林内の放射性物質に関する調査・解析、林業・木材産業の再生や安全な林産物の供給に向けた取組を行う。

森林内のモニタリング

- 樹木の葉・枝・幹から土壌まで階層ごとに放射性物質の分布状況等を調査、解析。

調査結果

- 森林内の放射性セシウムの約9割以上が土壌表層に分布
- 樹木に残る放射性セシウムも多くは樹皮に分布



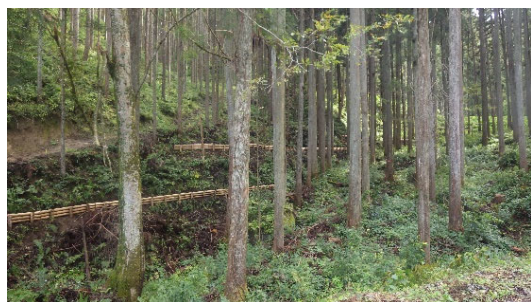
落葉層と土壌の採取



樹皮試料の採取

森林整備とその実施に必要な放射性物質対策

- 汚染状況重点調査地域等内で森林の概況調査、間伐等の森林整備、放射性物質の移動抑制対策などを実施。



筋工による放射性物質の移動抑制対策



キャビン付き林業機械による間伐

特用林産物の産地再生

- 生産資材の導入支援とともに非破壊検査機などを活用した円滑な出荷制限の解除等を促進。
- しいたけ等原木林の計画的な再生に向けた取組を「里山・広葉樹林再生プロジェクト」として関係者と連携して推進。



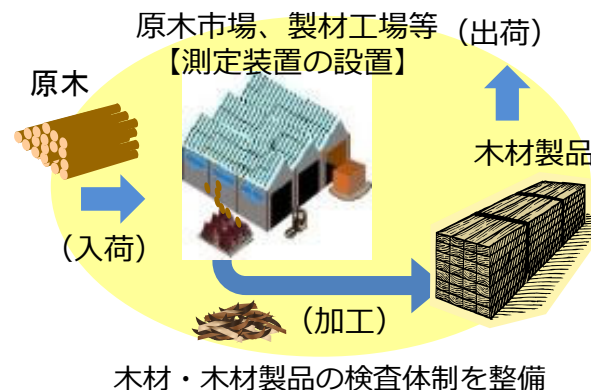
非破壊検査により安全性が確認されたまつたけ



しいたけ等原木林の伐採等による再生実証

安全な木材製品の供給

- 木材・木材製品の放射性物質調査や安全証明体制の構築及び風評被害防止のための普及啓発を支援。

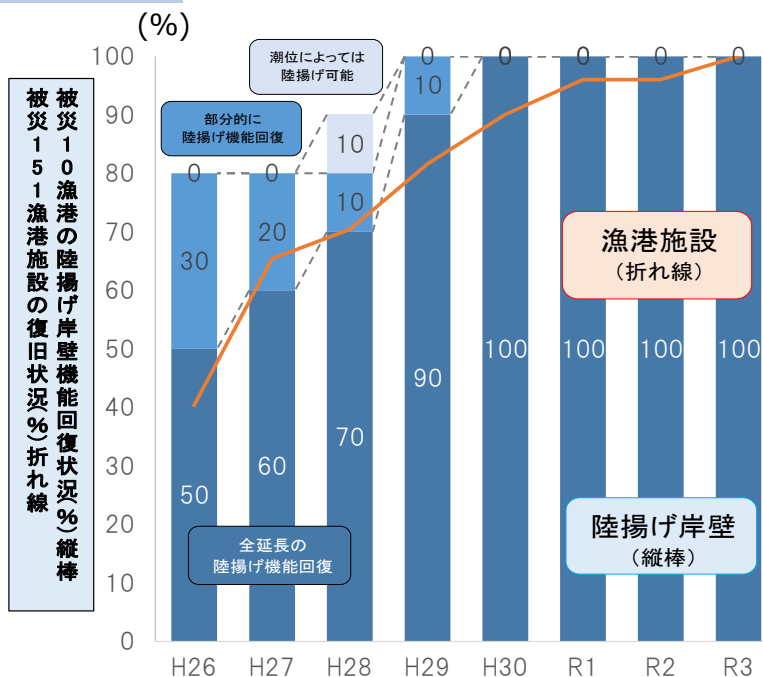


選木機用測定装置

震災からの復興の現状（水産業）

- 福島県内の被災漁港はすべて復旧し、産地市場も全てが再開。
- 水産加工施設も再開を希望されるうちの9割以上が業務を再開。

○漁港の復旧状況



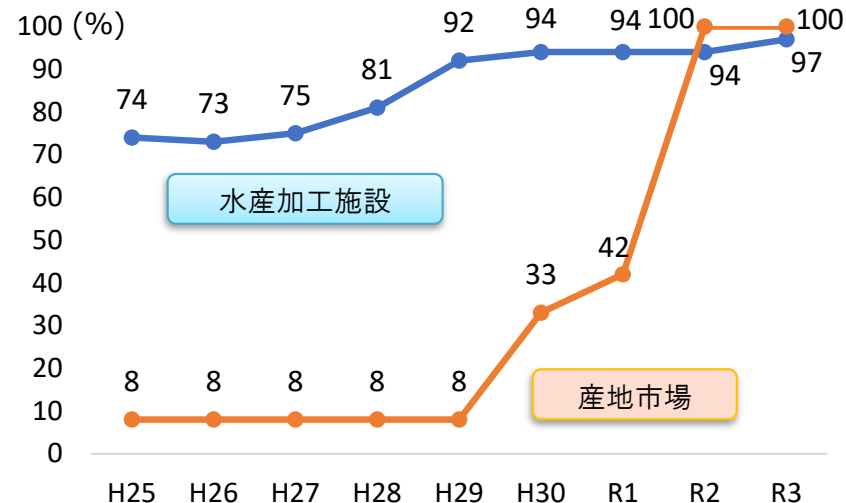
※1 各年の数値は3月末時点。

○漁港の復旧の事例（福島県相馬市）



○加工流通施設の復旧状況

福島県で被害があった産地市場（1、2施設）及び再開を希望する水産加工施設（1、3、8施設）の業務再開状況 (%)



年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
業務再開した水産加工施設 (施設) ※1	112	113	115	122	132	134	134	134	134

※1 各年の数値は、H25からH29年は12月末、H30年は9月末、R1、R2、R3年は12月末時点。

※2 12施設のうち、4施設が集約され、8施設全てが再開。

○水産流通加工施設の改修事例（福島県いわき市）



漁業再生に向けた取組①

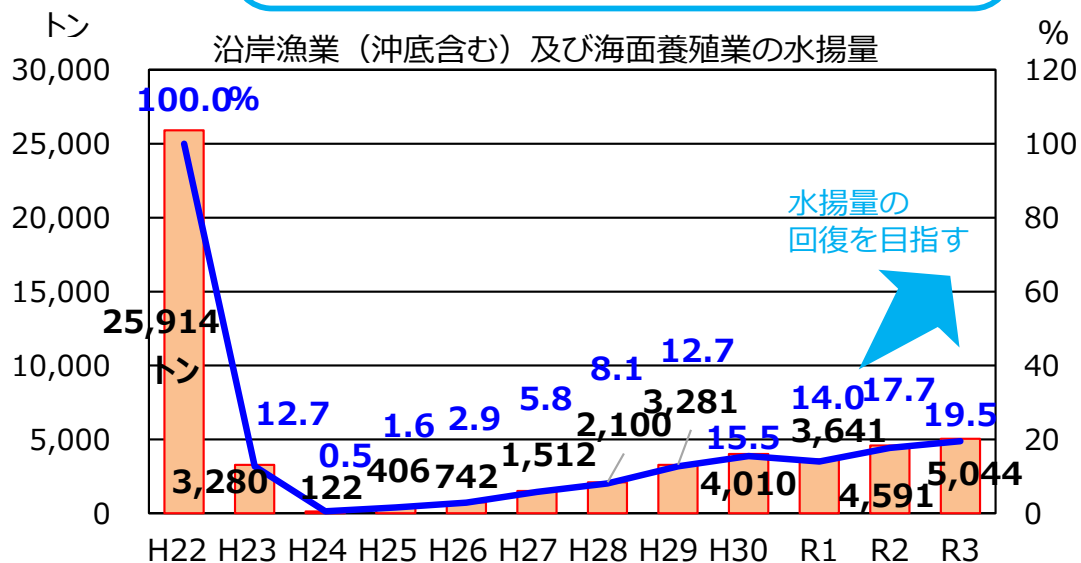
- ・福島県では令和3年3月まで試験操業を実施。令和3年の水揚量は震災前の2割程度に留まっており、今後、水揚量の増加が課題となっている。
- ・水揚量の増加に向けた取組を後押しするため、「がんばる漁業復興支援事業」の事業計画認定期間を令和7年度まで延長。
- ・福島県では同事業により、①沖合底びき網漁業の水揚量を震災前比約2割のところ令和7年に同比5割以上に回復させる取組を現在実施中。加えて、②沿岸漁業の小型漁船を対象とした事業計画を認定し、令和5年1月より実施予定。

<震災発生からの経緯>

- ・震災直後：全ての沿岸漁業及び底びき網漁業の操業を自粛。
- ・平成24年6月～：試験操業・販売を実施。
- ・令和3年3月：試験操業を終了。
- ・令和3年4月～：本格操業への移行期間。水揚拡大を図っている。

○今後の対応方向

- ・目標を定め、計画的に漁獲を拡大
- ・価格を支えるための流通・消費の拡大
- ・福島県産水産物の魅力を含む様々な情報発信
- ・引き続き、がれき撤去の支援を継続



◎がんばる漁業復興支援事業

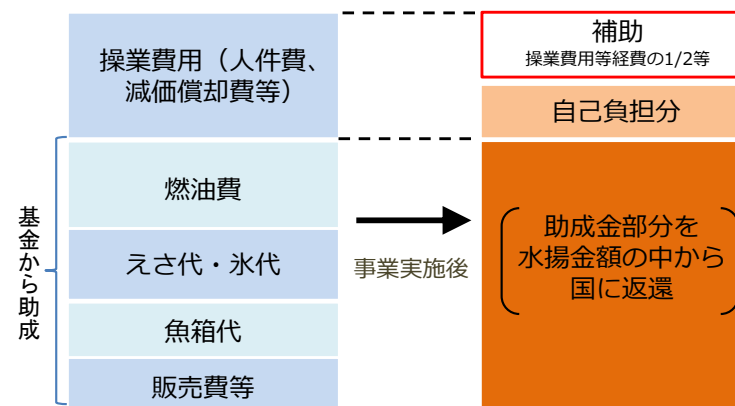
福島県での実績：認定7件（123隻、6ヶ統）

平成23年	2件（いわき市）
平成28年	1件（いわき市）
令和元年	3件（いわき市、相馬市）
令和4年	1件（相馬市）

【事業概要】

地域で策定した復興計画に基づき、震災後の環境に対応し、震災前以上の収益性の確保や生産量の震災前の5割以上への回復等を目指し、安定的な水産物生産体制の構築に資する事業を行う漁協等に対し、必要な経費（人件費、燃油費、氷代等）を支援。

【事業のイメージ】



漁業再生に向けた取組②

令和3年4月のALPS処理水の処分方針決定を受け、令和4年度から、生産・加工・流通・消費の各段階での追加対策等を実施中。

○漁業用機器設備の導入支援の拡充

- ・ R3年4月から本格操業への移行を進めているところであり、水産業の底上げのため収益性を向上させる必要がある。
- ・ R4年度から、省エネ機器設備に加え、海水冷却装置等の生産性向上等に資する機器まで補助対象を拡大。

- R3年度実績：6件 補助額計27百万円。



○水産業共同利用施設に対する支援

- ・ 福島県の漁業の本格的な復興に向け、水産業共同利用施設の整備を支援。
 - R3年度実績：1市町村（浪江町）で1事業実施中。

(支援対象施設イメージ)



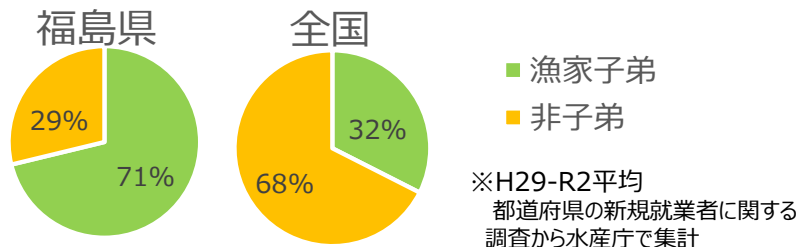
荷さばき施設



さけ・ます種苗生産施設

○新規漁業者の確保・育成の強化

- ・ 福島県では、長期的に試験操業が続いたことにより就業者が被災前に比べ大幅に減少している。また、漁業への新規就業者の7割を漁家子弟が占めている。
- ・ かかる状況を踏まえ、漁家子弟等を含め長期研修支援やリース方式による就業に必要な漁船・漁具の導入の支援を実施。



○販路拡大・経営力強化支援と安全実証への支援

- ・ 福島県の本格操業への移行の動きに合わせて、これまで縮小した消費地の県内水産物の取扱拡大の推進が必要。
- ・ このため、産地流通加工業者がグループを形成し、主要消費地市場に向けて共同出荷を行う取組を引き続き支援。
- ・ また、消費者が福島県水産物を購入する際に、安全性や産地の情報等を確認できる取組の支援を開始。



食品中の放射性物質に関する情報の発信

- ・ 関係府省等と連携し、ホームページや意見交換会等を通じて情報発信
 - 食品中の放射性物質の検査結果
 - 農林水産現場での放射性物質低減の取組 等



放射性物質の検査



親子参加型イベント

水産物の検査結果等の発信

- ・ 日本語・英語による農林水産省HPへの掲載
- ・ 一般消費者向け、海外向け（英語、中国語（簡体字、繁体字）、韓国語、タイ語）のパンフレットを作成して、様々な関係者に対する説明会等に活用
- ・ 店頭で消費者等が商品の安全性を簡単に確認できる仕組みの構築に対する支援
- ・ トリチウムに関する水産物モニタリング

関係国・地域への情報発信と規制撤廃の働きかけ

- ・ 政府一体となった働きかけの結果、輸入規制が撤廃・緩和。
 - 台湾 …令和4年2月に緩和
 - 英国 …令和4年6月に撤廃
 - インドネシア…令和4年7月に撤廃
- 今後も関係省庁と連携し、あらゆる機会を活用し、科学的知見に基づき規制を早期に撤廃するよう、より一層働きかけ。

第三者認証GAP等の取得支援

- ・ 第三者認証GAPや有機JAS等の取得費用等を支援。
- ・ 消費者・実需者等の理解促進のため、有機農業等の産地見学会やGAPに関する産地情報の発信等を支援。



指導員によるGAPの現場指導



流通事業者等へのGAP認証農産物の紹介
(ふくしまプライド。食材博)

福島県産農産物等の流通実態の調査・分析の実施

- ・ 福島県産農産物等の販売不振の実態を明らかにするための調査を実施
 - 出荷量、取引価格、流通段階ごとの価格形成等の調査
 - 福島県産品の取扱拡大に向けたマーケティング実証
 - 水産物の漁獲量の変動による価格動向の分析

販売促進等の取組支援

- ・ 福島県産品のブランド化の推進や販売棚の確保等に向けた取組を支援
 - 国内外の量販店等における販売促進
 - 事業者向け商談会やバイヤーツアー
 - オンラインストアへの出展促進 等



福島牛の販売フェア

原発事故による諸外国・地域の食品等の輸入規制緩和・撤廃の概要

- ・原発事故に伴い諸外国・地域において講じられた輸入規制は、政府一体となった働きかけの結果、緩和・撤廃される動き。
- ・規制を設けた55の国・地域のうち、43の国・地域で輸入規制を撤廃、12の国・地域で輸入規制を継続。

◇諸外国・地域の食品等の輸入規制の状況※¹（2022年8月27日現在）

規制措置の内容／国・地域数		国・地域名	
事故後輸入規制を措置	規制措置を撤廃した国・地域	43	カナダ、ミャンマー、セルビア、チリ、メキシコ、ペルー、ギニア、ニュージーランド、コロンビア、マレーシア、エクアドル、ベトナム、イラク、豪州、タイ※ ² 、ポリビア、インド、クウェート、ネパール、イラン、モーリシャス、カタール、ウクライナ、パキスタン、サウジアラビア、アルゼンチン、トルコ、ニューカレドニア、ブラジル、オマーン、バーレーン、コンゴ民主共和国、ブルネイ、フィリピン、モロッコ、エジプト、レバノン、アラブ首長国連邦（UAE）※ ² 、イスラエル、シンガポール、米国、英国※ ³ 、インドネシア
	輸入規制を継続して措置	12	
55	一部の都県等を対象に輸入停止	5	香港、中国、台湾、韓国、マカオ
	一部又は全ての都道府県を対象に検査証明書等を要求	7	EU、EFTA（アイスランド、ノルウェー、スイス、リヒテンシュタイン）、仏領ポリネシア、ロシア

◇最近の規制措置撤廃の例

撤廃年月	国・地域名
2020年 1月	フィリピン
9月	モロッコ
11月	エジプト
12月	レバノン
"	UAE
2021年 1月	イスラエル
5月	シンガポール
9月	米国
2022年 6月	英国※ ³
7月	インドネシア

◇最近の輸入規制緩和の例

緩和年月	国・地域名	緩和の主な内容
2021年 1月	香港	5県産（福島、茨城、栃木、群馬及び千葉）の野菜、果物、牛乳、乳飲料、粉乳、水産物、食肉及び家禽卵を除く食品に対する全ロット検査 →廃止
3月	仏領ポリネシア	①第三国経由で日本から輸入される食品・飼料、②漁業用のエサ(fishing bait)として使用される水産物に対する放射性物質検査証明書及び産地証明書 →不要に
10月	EU※ ⁴	検査証明書及び産地証明書の対象品目が縮小（栽培されたきのご類等を検査証明及び産地証明書対象から除外等）
2022年 2月	台湾	5県産（福島、茨城、栃木、群馬及び千葉）の輸入停止→一部品目を除き産地証明及び放射性物質検査報告書の添付を条件に解除、一部都県の放射性物質検査報告書の対象品目が縮小

※¹ 規制措置の内容に応じて分類。規制措置の対象となる都道府県や品目は国・地域によって異なる。

※² タイ及びUAE政府は、検疫等の理由により輸出不可能な野生鳥獣肉を除き撤廃。

※³ 北アイルランドについては、英EU間の合意に基づき、EUによる輸入規制が継続。

※⁴ スイス、ノルウェー、アイスランド、リヒテンシュタイン（EFTA加盟国）もEUに準拠した規制緩和を実施。